

# 「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入について

~住宅・事業所等への太陽光発電設備等の設置促進を目指して~



- 1 建築物再エネ利用促進区域制度導入の背景・概要
- 2 建築物再エネ利用促進区域における説明義務制度等
  - 2-1 制度内容
  - 2-2 リーフレット等
  - 2-3 説明制度の流れ
- 3 再工ネ設備設置に係る形態規制の特例措置

## 1)建築物再エネ利用促進区域制度導入の概要



国は、脱炭素社会の実現に資するため、建築物省エネ法を改正し、再生可能エネルギー利用促進区域制度を創設しました。

同法は、建築物における省エネの取組に関しては、全国一律の制度とする一方、新設の再エネ利用促進区域制度については、太陽光をはじめとする再エネによる発電等の 効率性が地域の気候条件や建築物の立地条件に大きく影響されることから、<u>市区町村の判断により、地域の実情に応じて</u>再エネ利用設備の設置を促進していくことが効果的 であるとして、各市区町村が建築物再エネ利用促進計画を策定し、導入するものとしています。

#### Point

- ・ <u>2024年4月</u>から、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備の導入促進のため、<u>建築物再生</u> 可能エネルギー利用促進区域制度が創設。
- ・ 市町村が促進計画を作成・公表することで、当該計画の区域内には、<u>建築士から建築主に対する再工ネ</u> 利用設備についての説明義務や建築基準法の形態規制</u>の特例許可などが適用。

#### 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

- ✓ 市町村が、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域 について、促進計画を作成。(作成は任意)
- ✓ 促進計画が作成・公表された場合、以下の措置が適用。

#### 計画区域内に適用される措置

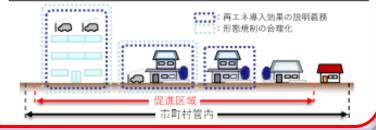
- 1 建築士による再工ネ導入効果の説明義務
  - 条例で定める用途・規模の建築物が対象
  - 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- (2) 市町村の努力義務 (建築主等への支援)
  - 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援 を行う。(例:再エネ利用設備の設置に関する基本 的な情報や留意点)
- (3) 建築主の努力義務 (再エネ利用設備の設置)
  - 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する 努力義務

#### 4) 形態規制の合理化

促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について特定行政庁の特例許可対象とする

#### 【特例許可の対象規定(建築基準法)】

- 容積率 ・建蔽率
- 第一種低層住居専用地域等内や高度地区内における建築 物の高さ



#### ①建築士による説明義務の狙い

建築物の環境性能について十分な知識を有しない建築主に対し、再エネ利用設備の導入効果を知る機会を提供することにより、再エネ導入に対する理解向上を図り、設置を促進

#### ②市の努力義務の狙い

建築士に説明義務を履行していただくうえで必要な情報提供や,補助事業などの設置促進策を講じ,建築物への再エネ利用設備の設置を促進

③建築主の再エネ利用設備設置の努力義務の狙い 建築主一人一人の更なる取り組みが重要である ことから、努力義務により環境配慮行動を促すこ とで、再エネ利用設備の設置を促進

#### ④形態規制の合理化の狙い

形態規制の制限により再エネ利用設備の設置が 困難であった建築物について、市街地における良 好な環境を害するものではないこと等を前提に、 より柔軟に再エネ利用設備を設置しやすくする

【出典】国土交通省ホームページ

## 1)建築物再エネ利用促進区域制度導入の背景



◆調布市ゼロカーボンシティ宣言に基づく、ゼロカーボンシティ調布の実現に向けた取組の推進

市及び市議会は、令和3年4月に「調布市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを達成する 脱炭素社会の実現及びその実現に向けた中期目標として、2030年度に二酸化炭素排出量の2013年度比40%削減を位置付け、 取組を推進

◆市内の二酸化炭素排出量の約8割は建築物における化石燃料に由来するエネルギー消費に起因

市内の二酸化炭素排出量の約8割は、住宅やビルなど建築物における化石燃料に由来するエネルギー消費に起因しており、建築物

における省エネルギー化の徹底や再生可能エネルギーの導入拡大が必要

#### ◆市内の建築物における太陽光発電設備設置の現状

市内における建築物に係る太陽光発電設備の設置容量(環境省による推計)は、現状、設置可能ポテンシャルの約3%(都内平均と同水準)に留まっており、今後、建築物への太陽光発電設備の設置促進の余地あり

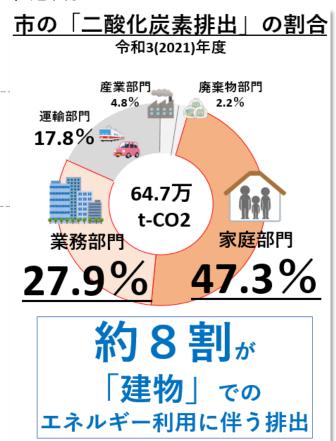
#### ◆東京都の動向

東京都では、改正都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、令和7年4月から、中小規模建築物 (延床面積2000㎡未満)を年間で2万㎡以上供給するハウスメーカー等の事業者に対し、新築建築物において 太陽光発電設備の設置等を義務付ける「建築物環境報告書制度」を施行予定。

併せて、「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」を作成、建築物再エネ利用促進区域制度の 市区町村への活用を促進



建築物における再エネ利用設備の設置促進に向け, 建築物再エネ利用促進区域制度を令和7年4月から導入





# 調布市における促進区域の範囲、再エネ利用設備の種類、説明義務の対象となる建築物等

◆ 促進区域の範囲	調布市全域
◆ 再エネ利用設備の種類	太陽光発電設備・太陽熱利用設備
◆ 形態規制の特例許可の適用要件	太陽光発電設備又は太陽熱利用設備の設置を伴う 新築・増築 (ソーラーカーポート含む) ★許可基準は東京都のものを準用
<ul> <li>◆ 建築士から建築主</li></ul>	<ul> <li>(1)対象となる建築物の用途 文化財等及び仮設建築物以外の全ての建築物 (再エネ利用設備の設置が適さない建築物を除外)</li> <li>(2)対象となる建築物の規模 建築物の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの (現行の建築物省エネ法の小規模建築物に係る説明義務の除外対象を準用)</li> </ul>

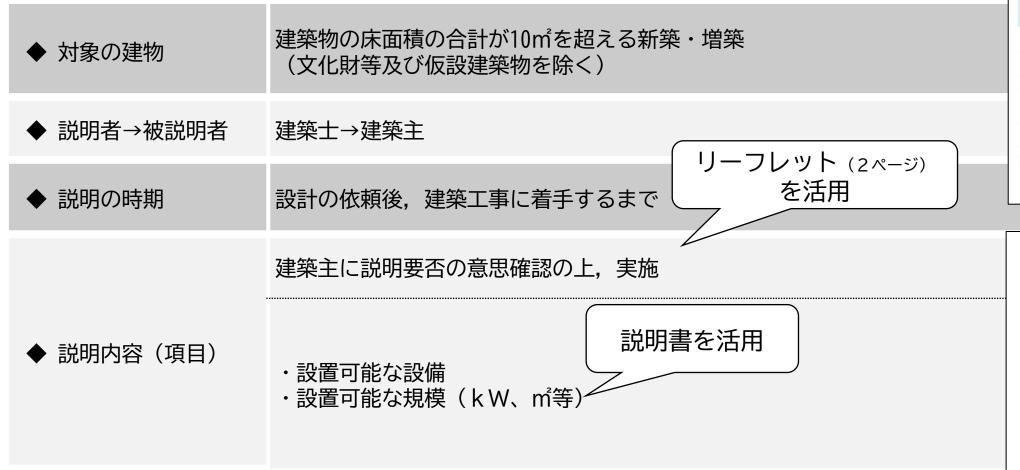


- 1 建築物再エネ利用促進区域制度導入の背景・概要
- 2 建築物再工ネ利用促進区域における説明義務制度等 2-1 制度内容
  - 2-2 リーフレット等
  - 2-3 説明制度の流れ
- 3 再工ネ設備設置に係る形態規制の特例措置

## 2-1)建築物再エネ利用促進区域における説明義務制度等



#### 建築物再エネ利用促進区域における説明義務制度の概要



ロ 所 エネ利用設備に関する説明を希望しません
2
リーフレット

建築主の氏名

※建築士からの再エネ利用設備に関する説明を希望しない場合には、以下についてご記入ください

再エネ利用設備に関する説明義務制度

また、区域内で、建築主は、再工不利用設備を設置するよう別めることとされています。 ※建築主が説明を表しない旨の意思表明をした場合、建築主から影明は行われません。 活令上、連絡土が建築主に説明することとされている項目は主に以下の2点です。

調布市にお住まいの路様へ

【東京部】 ・災害にも強く健康にも痩する断熱-太陽光住宅普及拡大事業

		年 月
	- 10	
	載の事項は、事実に相違ありま	する法律第63条第1項の規定による説明をします。 せん。
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
[再生可能工	ネルギー利用設備に関する事項	1
1	Rfffることができる設備の種類	設置することができる設備の規模
□ <i>x</i>	<b>耐光兒電殺</b> 斯	[kW] (システム容量)
□ <i>t</i>	聚熱利用設裝	[m <sup>2</sup> ] (紫熱血統)
		(L] (タンク容積)
□ €	の他:	
D 25	当無し 理由:	
	、説明日時点で設置を予定する。 生じないことを保証するもので	股端についての情報であり、今後の設計変更等により はありません。
[建築士に茂	ナる事項]	
16.6		
資格:	理场士登碑:	ara
[建築上半校	所に関する事項]	
		_
名称::	、二装、木造): 建築	
所在地:_		

説明書

建築主から説明不要の意思表示があった場合は説明は不要



- 1 建築物再エネ利用促進区域制度導入の背景・概要
- 2 建築物再エネ利用促進区域における説明義務制度等
  - 2-1 制度内容
  - 2-2 リーフレット等
  - 2-3 説明制度の流れ
- 3 再工ネ設備設置に係る形態規制の特例措置



#### 説明の際に活用いただく資料

#### ①リーフレット

<調布市の建築物再生可能エネルギー利用促進区域における 説明義務制度について> <再エネ利用設備について>

- ・説明義務制度の概要(2ページ)
- ・建築主の説明要否の意思確認(2ページ)
- ・導入の意義やメリット
- ·導入方法
- ・設置に伴う費用など

※説明不要の場合 建築士はリーフレット2ページの写しを保管 (15年間)



②説明書

<再生可能エネルギー利用設備に関する説明書>

・説明の実施

		年 月	1
86			
環築物のエネルギー演費 説明書に記載の事項は、		押第63条第1項の規定による説明をします	
「建築物に関する事項」			
府在地:			
[再生可能エネルギー利用	設備に関する事項		
			7
	できる政権の権数	設置することができる設備の規模	4
□ 太阳光光电极筋			
□ 太阳新利用投票		[m <sup>2</sup> ] (転換加税)	ı
		(L] (タンク容類)	ı
□ その他:			ı
口 政治策し 樹曲	i		
	で設置を予定する設備に を保証するものではあり	ついての情報であり、今後の設計変更等によ ません。	ŏ
[建築士に関する事項]			
res:			
資格:		<del>9</del>	
[建築上事務所に関する事	啊]		
名称:			
RFERE:			
IX () (一郎 一郎 大阪	) : 建築士事務	ON	

建築士は説明書面の写しを保管(15年間)

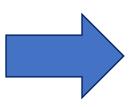


#### ①リーフレット (1ページ・2ページ)

(調布市の建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度について)

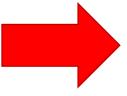
建築士から建築主に本制度の概要をお伝えし、説明の要否について建築主の意思確認を行います。

2ページ上段では, 説明義務制度の概要を紹介しています。



2ページ下段は、建築士・建築主の署名欄です。

説明の要否に関する建築主の意思表明書面としてご使用できます。



再工不利用設備	記関する説明義務制度			
能エネルギー利用仮	一消費性能の向上等に関する法律」に基づき、市が定めた「 <u>建築物再生可</u> 設度区域」内において、建策士は、建策主に対して設置することができる いて書面を交付して説明することが義務付けられています。			
また、区域内で、建設	要主は、再工ネ利用設備を設置するよう努めることとされています。			
※建築主が説明を要しない旨の意思表明をした場合、建築士から説明は行われません。				
法令上、建築士力	が建築主に説明することとされている項目は主に以下の2点です。			
	) 設備の種類(例:太陽光発電設備)			
Economic C	② 設備の規模(例:太陽光発電設備のシステム容量(単位:407)か)			
※このほか、設	備に関する関連情報についても説明を推奨しています			
	調布市にお住まいの皆様へ			
説明義務制度の 対象となる区域	市内全域			
区域設定の考え方	市内で排出されるCO2排出量の約8割は、住宅やビルなど建物における化石燃料に由来するエネルギー消費に伴うものです。 市内全域の建物において、お住まいの方に建物の環境性能を知っていただくことで、再エネ利用設備の設置を促進するため、市内全域を対象区域として設定するものです。			
设置を促進する Fエネ利用設備	太陽光発電設備(太陽光パネル) 太陽熱利用設備(太陽の熱を活用した給湯システム等)			
補助制度の有無 ※令和7年度の補助 財度の内容は。令和7 財度の内容は。令和7 オームページで公開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【調布市】 - 太陽光発電設備・蓄電池設備等取付け等工事費補助事業 (東京部】 - 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 - 東京ゼロエミ住宅普及促進事業 - 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 など			
□ 再エネ利用設備	・ 補に関する説明を希望します 氏名			
再工ネ利用設備の設置を □ 希望します □ 未定				
建築士からの再エネ利	用設備に関する説明を希望しない場合には、以下についてご記入ください。			
建築士の氏名	股 年月日			
	登録 第二二号			
建築主の氏名				



## ①リーフレット (3ページ~8ページ) (再エネ利用設備について)

太陽光発電設備(3ページ~7ページ)と太陽熱利用設備(8ページ)についてまとめています。

### 【主な内容】

- ・設備の特徴
- ・太陽光発電設備の導入方法
- ・太陽光発電設備設置により生じる費用・メリット
- ・太陽光発電設備の処分・リサイクル
- ・太陽熱利用設備の設備容量





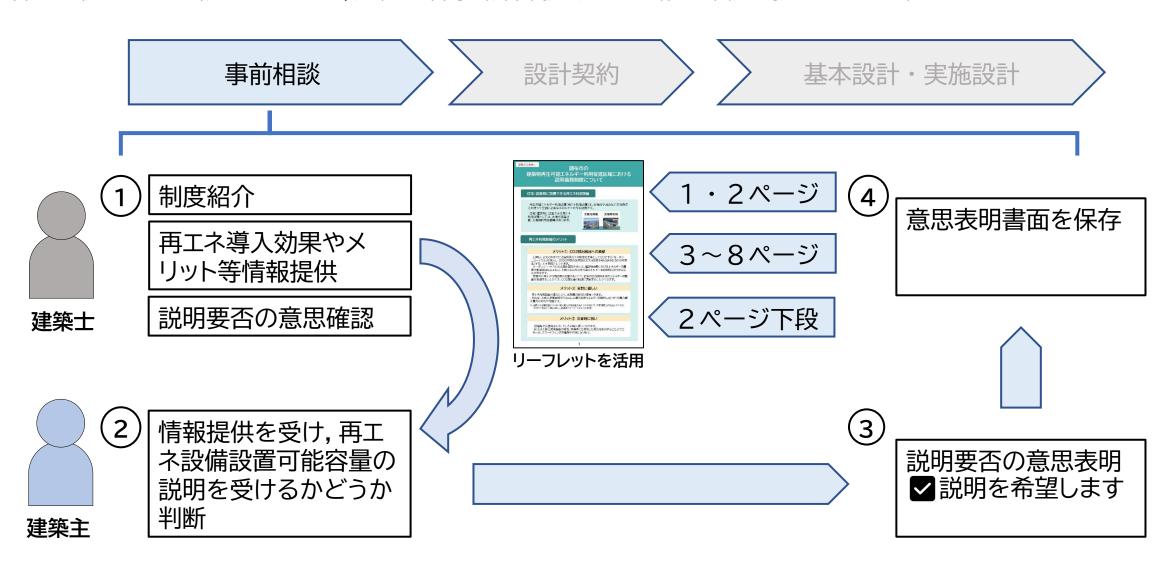


- 1 建築物再エネ利用促進区域制度導入の背景・概要
- 2 建築物再エネ利用促進区域における説明義務制度等
  - 2-1 制度内容
  - 2-2 リーフレット等
  - <u>2-3</u> 説明制度の流れ
- 3 再工ネ設備設置に係る形態規制の特例措置
- 4 その他

## 2-3)説明制度の流れ(一例)



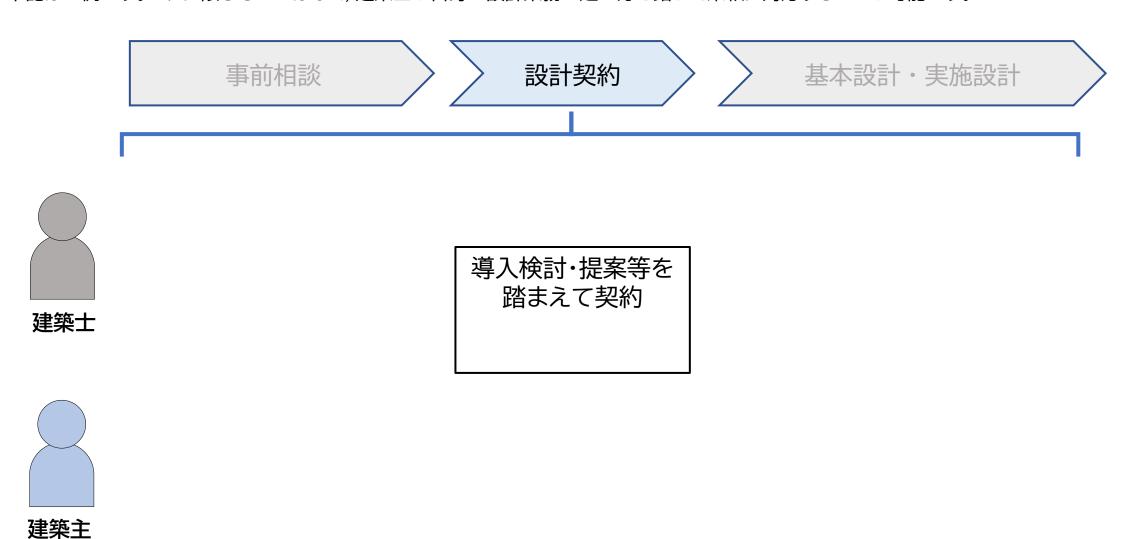
下記は一例です。これに限るものではなく、建築士が自身の設計業務の進め方を踏まえ柔軟に対応することが可能です。



## 2-3)説明制度の流れ(一例)



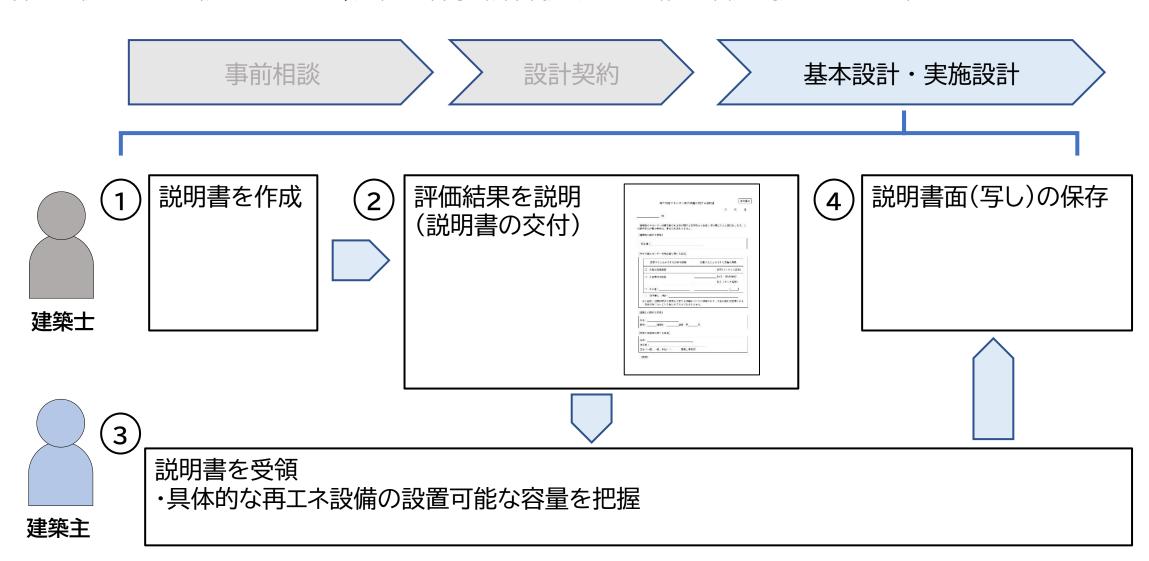
下記は一例です。これに限るものではなく、建築士が自身の設計業務の進め方を踏まえ柔軟に対応することが可能です。



## 2-3)説明制度の流れ(一例)



下記は一例です。これに限るものではなく、建築士が自身の設計業務の進め方を踏まえ柔軟に対応することが可能です。



## 2-3)説明書の様式について



### 次の内容を記載の上、建築主に明示してください

- ○説明年月日
- ○説明の相手方
- ○建築物の所在地
- ○建築士の氏名
- ○その者の一級二級木造建築士の別及び登録番号
- ○建築士事務所名称及び所在地並びに一級二級木造建築士事務所の別
- ○設置可能な再生可能エネルギー利用設備
- ○設置可能な規模(kW, m'等)

※調布市では再工ネ促進計画において、「太陽光発電設備」と「太陽熱利用設備」を特に設置を促進する設備と定めていますが、説明対象とする設備はこの2つに限りません。また、必ずしもこれら両方ともを説明する必要はありませんので、建築主とご相談いただきながら、説明対象設備をご選定ください。

#### 【参考様式】

説明すべき内容が網羅されていれば、任意の様式で 説明を行っても構いません。

	再生可能エネルギー利用設	
		年 月
	様	
説明書	のエネルギー消費性能の向上等に関する法 に記載の事項は、事実に相違ありません。 に関する事項]	律第63条第1項の規定による説明をします。
所在地	11	
再生可能	能エネルギー利用設備に関する事項]	
	設置することができる設備の種類	設置することができる設備の規模
	太陽光発電設備	[kW] (システム容量)
	太陽熱利用設備	[m <sup>2</sup> ] (集熱面積) [L] (タンク容量)
	その他:	
98	該当無し 理由:	
変	更が生じないことを保証するものではあり	ついての情報であり、今後の設計変更等による ません。
	に関する事項]	
II.A .	建築士 登録 第	н.
		<del>_</del> _
	**************************************	
資格:	事務所に関する事項]	



#### 説明の時期

当該建築物の<u>工事が着手される前</u>に,説明を行う必要があります。 設計の早期段階から説明内容を踏まえた計画とすることで,円滑に業務を進行できます。

### 説明書の作成について

説明書の作成にあたっては、 設置可能な再工ネ利用設備規模の算定が必要となります。

- ◆建築主からの要望に応じ適宜説明できるよう根拠資料等を整理しておくことが望ましい
- ※太陽光発電設備の設置検討に際する注意点等については、 「建物設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」(一般社団法人太陽光発電協会) もご参考いただけます。

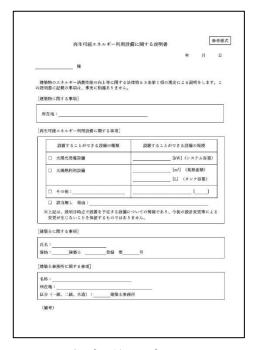


### 説明後の図書保存について

建築士は、本制度に用いた書面を、建築士法に基づき「15年間」保存することが義務付けられます。

### ①説明を実施した場合

保管書類:説明に用いた書面(写し)



例)説明書

## ②説明不要の意思表明が建築主からあった場合

保管書類:説明を要しない旨の意思表明を行った書面



例)リーフレット2ページ

※本制度に用いた書面は電磁的記録として保存することも可能



- 1 建築物再エネ利用促進区域制度導入の背景・概要
- 2 建築物再エネ利用促進区域における説明義務制度等
  - 2-1 制度内容
  - 2-2 リーフレット等
  - 2-3 説明制度の流れ
- 3 再工ネ設備設置に係る形態規制の特例措置

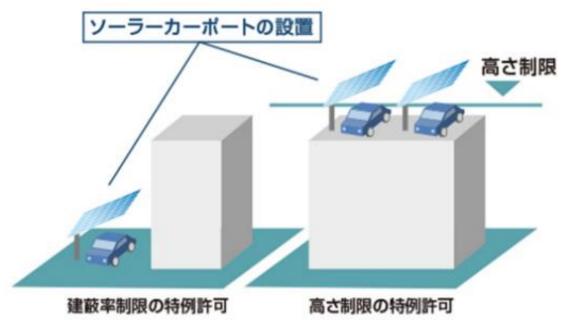


### 形態規制の緩和に関する許可制度

再エネ利用設備の設置に伴う建築基準法の<u>容積率</u>(第52条),<u>建蔽率</u>(第53条),<u>建築物の高さ</u>(第55条,58条)に関する制限に対する特例として、許可制度を定めます。

>

促進区域内で、特例適用要件及び別に定める許可基準を満たすことで、建蔽率制限や高さ制限を超える太陽光パネルやソーラーカーポート等の設置が可能になります。



<緩和許可のイメージ>



#### 特例適用要件

要件①:促進区域内で新築または増築を行う建築物

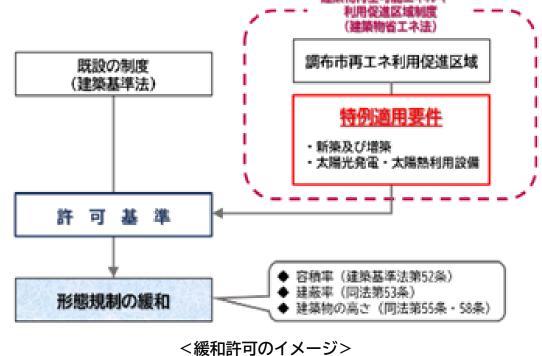
要件②:太陽光発電設備または太陽熱利用設備を設置する建築物

※ソーラーカーポート等を設置する場合はその架台下を「屋内的に利用しない」 または、架台下の用途が「自動車車庫」または「通常であれば屋外的な用途」であり、 交通負荷が増大しないことや,国土交通大臣が認める高い開放性を有する構造であること

### 許可基準

促進区域内で特例適用要件を満たす場合、別途定 める許可基準を満たすことで、形態規制の特例許可 が可能

★許可基準は東京都のものを準用 ※次スライド参照





# 【参考】東京都の許可基準

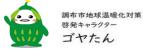
#### 特例適用要件 許可基準

J 44	⋝┤					
		設置物	特例適用要件	許可基準	考え方	
		ソーラー カーボート等	架台下の用途「通常で	あれば屋外的な用途」「自動車車庫」	<b>交通負荷が増大</b> しない用途に限定	
通			高い開放性	国土交通大臣が認める構造	告示を準用し <b>ガレージ等を除外</b>	
絶対高さ	_	太陽光パネル・	屋上又は増屋根にソーラー	-カーボート等又は太陽光パネルを設置するもの		
	屋上	ソ <del>ーラー</del> カーポート等	太陽光パネルの設置により	の周囲に対する日景が増大しない		
高度地		太陽光パネル・ソーラー カーポート等	屋上又は増量根にソーラー	-カーボート等又は太陽光パネルを設置するもの		
	屋上		太陽光パネルの設置に	より周囲に対する日影が増大しない		
×			指定趣旨に配慮	区市町村にて規定	促進計画策定時に区市町村で規定	
建被率		ソ <del>ーラー</del> カーボート等	地上にソーラーカーポー	ト等を設置するもの		
			敷地内に空地	緩和上限は10%以下	角地等の緩和を準用	
	地上		敷地境界線との間に 距離	【小規模】敷地境界線からの離隔が5m未満の場合は <b>不燃</b> 材料等 【大規模】敷地境界線との離隔5m以上	5 mの離隔は倉庫等の大規模な庇の 要件を準用、小規模の場合の不燃材 料は <b>延焼防止</b> のため	
			避難上支障ないこと	【小規模】道路等に避難上有効に通じる幅50cm以上の通路が確保されていること	都建築安全条例を準用	
容債率		ソーラー カーボート等	屋上又は増屋根にソーラー	-カーポート等を設置するもの		
	屋上		太陽光パネルの設置に	より周囲に対する日影が増大しない		
			圧迫感が増大しない	緩和上限は基準容積率の25%以下	機械室等の緩和を準用	
		ソ <del>ーラー</del> カーボート等	地上にソーラーカーボー	ト等を設置するもの		
	地上		太陽光パネルの設置に	より周囲に対する日影が増大しない		
			敷地内に空地	緩和上限は <b>10%以下</b>	地上のため上限は建蔽率と同じ	
	面積要件					

【出典】東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム第2回連絡協議会資料

※ 促進計画の作成ガイドライン(国土交通省)を基本に設定

:都で追加



ご視聴いただきありがとうございました。